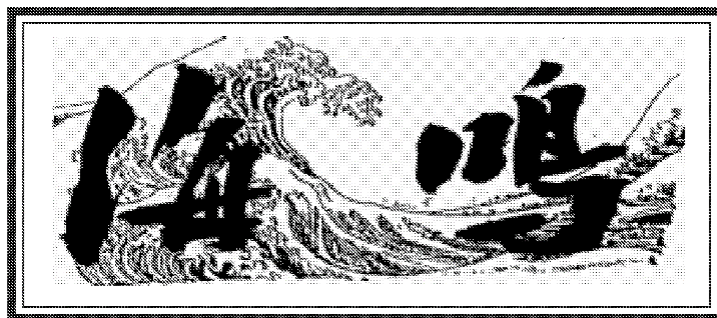




学長選考を考える (第 7 報)

今号には、学長選考に関する説明を求める取り組みとそれに対する回答を紹介します。①人文学部教授会の決議(投票資格者 46 名、投票総数 45 名、賛成 33、反対 6、白票 6 により、2 月 5 日、採択)、②教育学部教授会の発言を受けて提出された教育学部長の質問状(2 月 18 日)、③職員組合から染矢新学長に対して提出された「学長交渉要求書」の該当部分(2 月 27 日)、④人文学部教授会決して対する学長選考・監察会議議長から送付された回答(3 月 31 日)。ご検討頂き、ご意見をお寄せください。

人文学部教授会(2026 年 2 月 5 日) 決議が採択されました

国立大学法人新潟大学
学長選考・監察会議 御中

当学部が 10 月 8 日付の教授会決議で、一般の学長選考の経緯についてご質問申し上げたところ、11 月 26 日付で三輪議長様による説明文をいただき、感謝申し上げます。

しかしながら、主な意見の傾向をとりまとめた概要では、学内教職員の明瞭な意向と異なる結論に至った「経緯」については判断ができないと言わざるを得ません。

過年、同様の結果が出た千葉大学においては、議事録相当の記録が開示されました。真実を探究する学問の府である大学の運営においては、その決定を客

観的・理性的に判断できる材料を構成員に示すことは責務であり、千葉大学はその責務を果たしたと思量します。

つきましては、あらためて以下の点についてお願いする次第です。

1. 2025 年 9 月 25 日に開催された学長選考・監察会議において、どのような発言がなされたのか、時系列に従い、全ての委員の発言の内容(発言者は匿名で可)、候補者への面談の内容、投票の結果(票数)などを含めた、議事録相当の記録を開示すること。

2. 学長選考・監察会議においては、今後とも意向投票を判断材料のひとつとして継続し、さらにより良い方法で学長選考がなされるよう、議論を尽くされること。

付記・2 月 4 日付三輪議長様の追加説明を拝見しました。議

事録開示等が無用な憶測と混乱を呼ぶとの趣旨については、学問の府の構成員として私たちも厳に慎むことは当然です。私たちは客観的・理性的判断の根拠を求めているのであり、すでに同じ旧六の千葉大学が成し得たことが本学で出来ないことはないと思います。つきましては追加説明を受けてなお、本決議を以て要請を行うものです。

2026 年 2 月 5 日
新潟大学人文学部教授会
以上

教育学部長から「再々質問」
(2026 年 2 月 18 日)
が提出されました

令和 8 年 2 月 18 日
国立大学法人新潟大学
学長選考・監察会議 御中

新潟大学教育学部長 柳沼宏寿
決議文(再々質問)

この度、本学部からの「決議文(再質問)」について令和 8 年 2 月 4 日に H P を通して「学長候補者の選定について(追加説明)」としてご回答いただいた内容を拝読いたしました。まずは、前回に続いて丁寧に向き合ってくださいていることに御礼申し上げます。しかし、誠に残念ながら、今回の回答も多くの教職員が納得のいくものではありませんでした。回答された内容は、問題の本質を避けているように受け取られ、選考の公平性に対する疑念を益々強めており大変遺憾です。この状況を克服し「円滑な大学運営」を回復するために、以下 3 項目についてのご対応を強く要望します。

① 学長選考・監察会議の議論での発言を時系列に沿って公開してください。発言者は匿名で結構です。

「意向投票における 462 票の大差(2 倍以上)」という重大な結果を逆転させる判断根拠としての「大学運営や経営に携わった経験や実績」について、「2 倍以上の大差」を覆すに足る説明がされておりません。その根拠

を開示することは審査の透明性を担保するために必要です。ご回答では、学長選考・監察会議の全ての発言、面談内容、投票結果の記録を開示することは「候補者の評価や名誉に不当な影響を及ぼすおそれ」「今後の円滑な大学運営への悪影響」につながると説明されていますが、言わずもがな候補者を誹謗中傷するような議論があったとは思われませんし、それぞれの業績の真真正な評価を議論することは、候補者の名誉を再認識するものであっても決して毀損するものではありません。逆に、それを隠されることによって、現状として「円滑な大学運営に悪影響」を及ぼしています。千葉大学においては、委員の発言も、投票結果も公開されていますが、それによって、学内に混乱が生じたという話はありません。

(2) 選定過程で3回実施した投票結果の票数(白票を含む)を開示してください。

「学外委員と学内委員の数の違いが公平性を欠いたとは考えてない」とご説明されていますが、それは、つまり「学外」と「学内」の立場の委員が二分された対極の意見を持っているわけではないというお考えと推測しま

す。委員の一人ひとりが立場を超えて自立したご判断を下したことが前提であるならば、また、無記名投票であったことから「各委員がどの候補者に投票したのか等の事実に反する推測を助長する恐れ」はありません。我々が公平性を納得するために、どうぞ安心してご開示ください。

(3) 今後の選考・監察会議の課題として、厳正で公正な委員会であるために以下の2点について改善するようお願いします。

- ① 委員が選定の対象となった場合、「投票の公平性」を維持するための対策。
 - ② 学長選は極めて重大な会議であるため、議事録を残し開示できるようにする。
- 以上、ご検討よろしくお願ひ申し上げます。

染矢新学長宛、学長交渉要求書が提出されました (2026年2月27日)

国立大学法人新潟大学
学長 染矢 俊幸殿
新潟大学職員組合
中央執行委員長 酒匂 宏樹

(1) 2025年9月の学長選考・監察会議で学長選考候補

者に選定されましたが、それに先立つ2025年8月の教職員意向投票では、少数の票しか得られませんでした。新潟大学で働く常勤教職員の支持が得られていません。今後の大学運営にあたっては、教職員に対し、大学の重要方針について説明を尽くし、教職員の支持を確認しながら進めることを求めます。それらにより、学長への信頼感の回復・教職員の力の結集を図ってください。この点についての学長自身の見解を問います。

(2) 大学の重要な方針については、各部署等での説明会を実施し、教職員に十分な説明を行い、教職員(現場)の意見を吸い上げること、更には、方針にかかる教職員の支持を確認することを求めます。また、教職員から支持が得られなかった場合には、重要方針の策定・変更は実行しないことを要求します。

(3) 2025年8月に当組合から各学長選考候補者に対して公開質問状を送付しました。学長選考にあたり、教職員の意向投票の結果が尊重されるべきか問うたところ、染矢新学長(当時は染矢学長選考候補者)は「重要な判断材料とすべき」と回答しました。この見解は現在においても変わらないでしょうか。学長の見解を問います。もし、見

解が変わらないならば、どうして意向投票後に新学長候補を辞退しなかったのか、また、見解が変わったならば、その理由・経緯と、変更後のフォローについての見解を明示ください。

(4) 教職員(を始めとした大学構成員やステークホルダーなど対象者の再考も含め)の支持や意向を確認する投票制度は、大学執行部や学長のミッションや期待を確認し、関係者の力を結集する基礎データ(の可視化)として、強化していくことが社会的要請だと考えます。当組合は、将来も意向投票の制度を維持すべきと考えますが、この点についての新学長の見解を問います。

(5) 新潟大学の科学者行動規範・行動指針には「軍事への寄与を目的とする研究は行わない」との記述があります。2015年に防衛省が新設した「安全保障技術研究推進制度」に本学が関与しない旨の決定をする際、当時の高橋均理事・高橋姿学長が主導して科学者行動規範・行動指針に加筆したのが上「右」の記述です。当組合も一貫してこの加筆部分に賛成しています。今後この指針を維持するように求めます。軍事研究への参加についての見解をお知らせください。

学長選考監察会議議長より、 人文学部長教授会決議への 回答が提出されました (2026年3月30日)

人文学部教授会 議長 殿
国立大学法人新潟大学
学長選考・監察会議
議長 三輪 正明

人文学部教授会決議文について
(送付)

令和8年2月6日付けで提出のありましたこのことについて、令和8年2月4日付け文書で説明しましたとおり、本会議としては、議事概要や11月26日付けの文書等を通して選定理由や議論の経緯は説明させていただいており、今後、より詳細な議事録の作成、公開、及び投票結果の票数の公開を行う予定はありません。

今回いただきましたご意見に限らず、次回の選考に向けて改善が必要な事項については、本会議において議論を開始しており、今後、十分に検討した上で関係規則等の改正などの見直しを図っていきたいと考えております。

(編集担当：岡野 勉)